

健取団の「消費者相談室」

健康関連取引適正事業度は4件の減少で、構成比は変わらな

反映したとみられると

うち問題性が疑われたケースは、当該会員へ改善指導を実施。クーリング・オフの申し出への対応、DMハガキの送付停止と来場者から回収する行為、外講師によるオーバーワークなどが対象と

した20〜30歳代で見られるという。一方、宣伝講習販売の顧客による申し出の方法は「電話が相当多

キを回収する行為については、特定商取引法の勧誘目的等不表示に触れることを防ぐ目的を損なうため、回収しないように指導した。

業団(以下健取団、事務局・名古屋市中区、赤堀真二理事長)が86件、「行政(地方自治体の消費者行政担当の「消費者相談室」で2024年度(24年2月〜25年1月)に受け付けた相談件数は、前年度比で4件減の92件だった。減少は2年ぶり。件数に集計して

前年度より増やした他の主な都道府県は、千葉県が4件増の7件、宮城県が1件増

調査の結果、返品を遅れを生じさせないため、法定書面に記載

自主規制に則って、電話でも速やかにク・オ

仕入れメーカー等から派遣される、社外講師によるオーバーワークの問題については、健康器具のテスト販売と称した説明で、効果効果を暗示させるトークが見受けられたり、健取団が監修して

24年度受付件数、会員関連相談4件減の87件

電話のク・オフ対応、DMハガキ回収など指導

の7件。前年度に5件

フ期間外のものも含ま

DMハガキの送付停止は、迷惑客に類する来場者に対して行う事例が大半であるもの

は、100件超が寄せられたと推定されると

都道府県別の受付件数は17件の大阪府がトップ。20〜23年度に続

は、24年度はゼロ件だった。都道府県が不明

ク・オフ対応は、契約者の親族が会員のお

出が届いていないかどうかが、毎日数回の確認

このため会員の代表者に説明するように求めた。DMハガキを持って事務局に確認すること

健取団の会員(加盟企業)に関する相談は87件を受け付け、全体の95%を占めた。前年

は、24年度はゼロ件だった。都道府県が不明

ク・オフ対応は、契約者の親族が会員のお

出が届いていないかどうかが、毎日数回の確認

このため会員の代表者に説明するように求めた。DMハガキを持って事務局に確認すること

訪販ニュース社 掲載記事

・訪販ニュース社・3月20日号に、2024年度・健取団事業年度(2024.02.01〜2025.01.31) 消費者相談室の概要が掲載されましたので、情報提供させていただきます。また、記事が縦長のため、本コメント欄の文面構成が横長になっております。

2025年 3月18日



健康関連取引適正事業団：事務局